

美里町地域防災計画

【修正概要】

令和6年5月24日

美里町防災会議

（令和6年度）

美里町地域防災計画 修正概要【案】

■令和6年度概要

◎防災基本計画修正の反映

- ① 災害ボランティアセンター設置予定場所の 明確化
- ② 住民への情報伝達

◎その他の修正

- ① 防災計画（震災対策）のレイアウトを（一般災害対策）と統一
- ② 通信手段の途絶等に対する対策
- ③ 災害ボランティアを受け入れるための計画の追加
- ④ 防災拠点となる公共施設の移転推進
- ⑤ 警戒体制下の職員配置基準の変更
- ⑥ 時点修正が必要な項目を令和6年4月1日現在で修正

◎防災基本計画修正の反映

追加

①災害ボランティアセンター設置予定場所の 明確化

【一般災害対策 第2章 第14節 4. 平常時の取組】 P22

エ 体制整備

町は災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社協等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

町社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平常時から、災害時に設置する災害ボランティアセンターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

◎防災基本計画修正の反映

修正

②住民への情報伝達

【地震対策 第2章 第1節 3. 一般住民に対する防災知識の普及】P5

町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震に関する防災知識の普及徹底を図るとともに、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関する情報、南海トラフ地震に関する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

◎その他の修正

修正

①防災計画（震災対策）のレイアウトを（一般災害対策）と統一

【震災対策全般】

震災対策のレイアウトを、R4年度に変更した一般災害対策と統一した。

追加

②通信手段の途絶等に対する対策

【一般災害対策 第2章 第7節 4. 通信手段確保計画】 P10

町は、通信手段の途絶等の対策として、複数の情報伝達手段を確保するとともに、町民への情報提供手段が途絶えることのないよう、あらかじめ、情報発信手段及び回線を多重化することにより災害に強い情報通信網の構築を図る。

また、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。

追加

③災害ボランティアを受け入れるための計画の追加

【一般災害対策 第2章 第14節 1～7】 P19～P22

熊本地震はもとより、能登半島地震でも注目された災害ボランティアの受け入れについて、実災害時に円滑に対応できるよう、平時から体制の整備を図るとともに役割の明確化や、協力体制の構築を目的に計画を追加するものです。

◎その他の修正

追加

④防災拠点となる公共施設の移転推進

【一般災害対策 第2章 第15節 1. 防災拠点施設整備計画】 P22

既存施設で土砂災害等による危険性の高い地域に立地する公共施設、防災施設（消防署等）について、危険な区域から安全な区域へ移転する等、対策の推進に努める。

◎その他の修正

修正

⑤警戒体制下の職員配置基準の変更

【一般災害対策 第2章 第2節 1. 職員の配置基準】P22

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行したことに伴い、防災待機班の人員を従前の体制に戻すこととした。しかしながら、近年の頻発化・激甚化する災害への対応は継続していく必要があるため、2段階の警戒態勢は維持することとし、併せて第2警戒体制への移行を、「警戒レベル4【避難指示】が予見できるとき」として対応することとした。※防災計画上の修正はなし。運用により対応の変更を行う。

令和5年

【第1警戒体制下の職員配置基準】

庁 舎	班数・人員
砥 用 庁 舎	1 班・ <u>4名</u>
中 央 庁 舎	1 班・ <u>4名</u>

※ 班編成は別に定める。

【第2警戒体制下の職員配置基準】

庁 舎	班数・人員
砥 用 庁 舎	2 班・ <u>8名</u>
中 央 庁 舎	2 班・ <u>8名</u>

※ 班編成は別に定める。

令和6年

【第1警戒体制下の職員配置基準】

庁 舎	班数・人員
砥 用 庁 舎	1 班・ <u>3名</u>
中 央 庁 舎	1 班・ <u>3名</u>

※ 班編成は別に定める。

【第2警戒体制下の職員配置基準】

庁 舎	班数・人員
砥 用 庁 舎	2 班・ <u>6名</u>
中 央 庁 舎	2 班・ <u>6名</u>

※ 班編成は別に定める。

◎その他の修正

修正

⑥時点修正が必要な項目を令和6年4月1日現在で修正

【一般災害対策 第3章 第1節 2. 災害対策本部】P22

令和6年4月の機構改革に事務分掌の変更

こども応援課を福祉対策部に置き、併せてこども応援課長を福祉対策部の副部長とする。
また、こども応援課職員は福祉対策部員とし、5. 避難所の運営及び被災者の生活対策
及び7. 特別な配慮が必要な人への対策

【新事務分掌】●正 ○副			
部名	部長	部員	分 掌 事 務
福祉対策部	(正) 福祉課長 (副) 住民生活課長・こども応援課長	福祉課職員 住民生活課職員 こども応援課職員	1. 災害救助法及び生活再建支援法に基づく対策及び救助事務（福祉課） 2. リ災者の保護収容及び安否に関すること（●福祉課、○住民生活課） 3. 義援金及び見舞金等の処理（福祉課） 4. 救援状況の報告に関すること（福祉課） 5. 避難所の運営及び被災者の生活対策（●福祉課、○住民生活課、こども応援課） 6. 社会福祉施設及び福祉事務所等との連絡調整に関すること（福祉課） 7. 特別な配慮が必要な人への対策（●福祉課、○住民生活課、こども応援課） 8. ボランティアとの共同活動（●福祉課、社会福祉協議会） 9. 仮設住宅に関する事務手続き（福祉課）